

23建第 341 号

23都第 294 号

平成23年11月7日

長崎県建設業協会 会長 様

長崎県土木部建築課長

長崎県土木部都市計画課長

長崎県美しい景観形成推進条例及び長崎県景観計画の施行に係る
説明会の開催について



長崎県の景観行政について、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、平成23年度に「長崎県美しい景観形成計画」を策定し、県土の美しい景観形成を目指して各種施策を行っているところです。本計画では、施策の一つに景観行政団体以外の市町の区域において、景観法を活用した大規模建築物等の規制・誘導を行うこととして、「長崎県美しい景観形成推進条例」及び「長崎県景観計画」策定し、平成24年4月1日より施行することとしております。

つきましては、今後の制度の円滑化を目的として、関係者の皆様に対し本計画及び関連法令等の説明会を下記により開催しますので、貴団体の会員様へご案内方よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙に本制度の概要を掲載しておりますので、参考としてください。

記

【県北会場】

平成23年12月12日（月）14:00～16:00

長崎県県北振興局天満庁舎3階会議室（佐世保市天満町1-27）

【長崎会場】

平成23年12月14日（水）14:00～16:00

長崎県長崎振興局AB会議室（長崎市大橋町11-1）

【県央会場】

平成23年12月16日（金）14:00～16:00

諫早市役所本館5階大会議室（諫早市東小路町7-1）

●問い合わせ先：〒850-8570 長崎市江戸町2-13
長崎県土木部都市計画課 景観班 井手、荒木
TEL：095-894-3151（直通）

【参考：長崎県景観計画（届出制度）概要】

1. 概要

長崎県の良好な景観の保全を目的として、自ら規制を行うことが出来ない景観行政団体で無い市町の区域を対象として、予防的に景観法で規定する届出制度を活用する。

2. 景観計画区域（届出が必要な区域）

景観行政団体でない市町の区域の全域

※諫早市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町の全域

なお、上記市町が施行日（平成 24 年 4 月 1 日）までに景観行政団体へ移行した場合、県への届出の必要はありません。

3. 届出が必要な行為

①建築物の新築等：建築面積 1,000 m²超、又は高さ 13m超等

（高さについては、用途地域等で異なります。）

②建築物の外観、色彩の変更：上記の規模の建築物で、外観の過半を変更するもの

③工作物の新築等：築造面積 1,000 m²超、又は高さ 15m超等

④工作物の外観、色彩の変更：上記の規模の工作物で、外観の過半を変更するもの

⑤開発行為：都計区域内 3,000 m²以上、都計区域外 10,000 m²以上

⑥その他土地の形質の変更：都計区域内 3,000 m²以上、都計区域外 10,000 m²以上

※上記①～⑥に該当しても適用除外になるものもあります。

4. その他

施行日：平成 24 年 4 月 1 日（以降に行為に着手するものが対象）